

区内居宅介護支援事業所
管理者様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 岩下 弘之

「厚生労働大臣が定める訪問介護の回数を超える居宅サービス計画の検証」について

日頃から、介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて墨田区では、平成30年度の報酬改正に伴い、訪問介護利用者の自立支援・重症化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問回数の多い居宅サービス計画について、以下のとおり検証を実施します。居宅介護支援事業所の管理者様におかれましては、本改正の趣旨を御理解いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

1 検証対象

生活援助中心型サービスのみで、要介護度別の回数（*）を超えて位置付ける居宅サービス計画。なお、月によって回数が異なる場合には、当該サービス期間において最初に既定の回数を超える月を対象とする。

（*）厚生労働大臣が定める回数

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

2 検証方法

（1）区への届け出

ア 届出方法

対象となる居宅サービス計画を作成した居宅介護支援専門員が、墨田区介護保険課 給付・事業者担当に電話連絡後、郵送又は持ち込みにて提出する。

イ 提出期限

居宅サービス計画作成（変更）日の翌月の月末

ウ 提出書式

- ・居宅サービス計画表の写し
（居宅サービス計画表第1表～第7表、基本情報シート、アセスメント表、モニタリング表）
- ・リ・アセスメント支援シート

（2）ケアプラン点検

区給付適正化指導員は当該居宅サービス計画を作成した居宅介護支援専門員と共に、ケアプラン点検を実施する。なおケアプラン検討の際には、「リ・アセスメント支援シート」を用いる（「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイド

ライン」の活用による)。ケアプラン点検によって代替プランに是正ができた場合は、介護保険課給付・事業者担当が代替プランの作成・交付を確認し、点検終了とする。是正ができない場合には、検証の対象とする。

(3) ケアプラン検証

ケアプラン点検により、代替プランに是正ができなかったプラン(検証対象ケアプラン)は、ケアプラン検証を行う。検証方法については、別途定める。

3 適用日

平成30年10月1日(月)

10月中に既定の回数を超える居宅サービス計画を作成(変更)した場合は、11月30日(金)までに墨田区介護保険課給付・事業者担当までご連絡ください。

【問合せ先】

墨田区福祉保健部介護保険課

給付・事業者担当 秋田・中山

電話 5608-6544(直通)